

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件、衆議院議員提出2件の合計11件であり、内閣提出9件、衆議院議員提出1件を可決し、1件は継続審査とした。

また、本委員会付託の請願16種類328件のうち、3種類98件を採択した。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年4月分から、恩給年額を0.85%引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算を増額するほか、短期在職旧軍人等の仮定俸給を改善することにより、恩給受給者の処遇の改善を図ろうとするものである。

委員会においては、3月17日、恩給の基本的性格と今後の在り方、短期在職旧軍人等の仮定俸給の改善理由等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

男女共同参画審議会設置法案は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議するための機関として、総理府に、男女共同参画審議会を設置しようとするものである。

委員会においては、3月17日、「男女共同参画2000年プラン」実現、審議会の役割、夫婦別氏制導入問題等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

国家公務員法の一部を改正する法律案は、国家公務員の労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を、7年以下の範囲内で人事院規則で定める期間としようとするものである。

委員会においては、3月17日、提出者の衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

総務庁設置法の一部を改正する法律案は、行政の簡素化、効率化等を図るとの観点から公務員制度審議会を廃止するとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、3月27日、公務員制度審議会を廃止し、公務員制度調査

会を設置する理由、今後の公務員制度の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、平成9年3月31日で期限が切れる地域改善対策特定事業のうち一部のものについて平成14年3月31日まで期限を延長しようというものである。

委員会においては、3月27日、地域改善対策事業の成果と今後の課題等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

参議院先議で提出されたアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案は、アイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進しようとするもので、併せて北海道旧土人保護法等を廃止しようとするものである。

委員会においては、4月4日、アイヌの人々の民族性及び先住性の問題、アイヌ文化の振興等に対する具体的方策等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、アイヌの人々の「先住性」は歴史的事実であり、この事実も含め、アイヌの伝統・知識の普及を推進すること等5項目から成る附帯決議が行われた。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができることとするとともに、防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令により招集された場合において自衛官となってあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務する即応予備自衛官の制度を導入し、あわせて自衛官の定数を27万2358人に改めようとするものである。

本法律案については、4月21日、本会議で趣旨説明・質疑を行った後、委員会においては、24日に即応予備自衛官導入の理由及び運用方法、即応予備自衛官の導入に伴う予算上の削減効果等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、最近における我が国の農林水産業をめぐる諸情勢の変化に対応して、農林水産省本省において、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の業務及び会計の検査を統一かつ効率的に実施することとし、森林組合、水産業協同組合等について林野庁及び水産庁が所掌する検査に関する事務を農林水産省本省に移管しようとするものである。

委員会においては、5月8日、検査を監督から分離し一元化する目的と効果、新しい農業基本法制定に向けての取組、米国のリンゴ輸入解禁要求と我が国の対応等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成9年3月6日付けの意見の申出にかんがみ、国の試験研究機関等に優れた研究者の招へい及び高い資質を有する研究員の受入を図るため、国の試験研究機関等の研究業務に従事する一般職職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、5月27日、制度導入の趣旨と期待される効果、任期付研究員の選考方法と任期後の処遇等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、適切な研究環境の整備に努めること等5項目から成る附帯決議が行われた。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案は、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給の一時差止制度の新設等を行おうとするものである。

委員会においては、5月27日、一時差止制度の運用上の諸問題、公務員倫理規程の実施状況等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、行政及び公務員に対する国民の信頼を回復する措置を引き続き検討すること等4項目から成る附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

2月20日、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案、総理府関係の施策及び平成9年度内閣、総理府関係予算について梶山内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成9年度総務庁関係予算について武藤総務庁長官から、防衛庁の基本方針について久間防衛庁長官から、平成9年度防衛庁関係予算及び平成9年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

また、6月8日に発表された「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめ」について、10日に外務大臣及び防衛庁長官から報告を聴き、13日及び16日、見直されるガイドラインの位置付け、周辺事態における米軍への後方地域支援と集団的自衛権、周辺事態における「周辺」の範囲、経済封鎖で船舶を臨検する際の要件、機雷掃海の可能な範囲等について質疑が行われた。

なお、3月27日、平成9年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管

及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁）の予算について委嘱審査を行い、橋本総理のいう「6大改革」への認識、即応予備自衛官制度の導入への努力、支援戦闘機予算の後年度負担問題、駐留米軍の光熱費の負担の適正等について質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成9年2月20日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。
- 今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成9年度内閣、総理府関係予算に関する件について梶山内閣官房長官から、
総務庁の基本方針に関する件及び平成9年度総務庁関係予算に関する件について武藤総務庁長官から、
防衛庁の基本方針に関する件について久間防衛庁長官から、
平成9年度防衛庁関係予算に関する件及び平成9年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

○平成9年3月17日（月）（第2回）

- 国家公務員法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長伊藤忠治君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第10号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽
反対会派 なし
- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について武藤総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、梶山内閣官房長官、政府委員、厚生省、郵政省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第4号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽
反対会派 なし
- 男女共同参画審議会設置法案（閣法第18号）（衆議院送付）について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員、農林水産省、経済企画庁、労働省及び総理府当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第18号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽
反対会派 なし

○平成9年3月26日(水) (第3回)

- 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)
総務庁設置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)
以上両案について武藤総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日(木) (第4回)

- 平成9年度一般会計予算(衆議院送付)
平成9年度特別会計予算(衆議院送付)
平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(国会所管)について谷衆議院事務総長、黒澤参議院事務総長、緒方国立国会図書館長、藤田裁判官弾劾裁判所事務局長及び浜井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
(会計検査院所管)について疋田会計検査院長から説明を聴いた後、
(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管(総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁(北方対策本部を除く)、防衛本庁、防衛施設庁))について武藤総務庁長官、梶山内閣官房長官、久間防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について武藤総務庁長官、梶山内閣官房長官、政府委員、法務省及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第19号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 太陽

- 総務庁設置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について武藤総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第20号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 太陽

○平成9年4月1日（火）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案（閣法第77号）について稲垣北海道開発庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月4日（金）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。

○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案（閣法第77号）について稲垣北海道開発庁長官、梶山内閣官房長官、政府委員、総理府及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第77号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年4月22日（火）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月24日（木）（第8回）

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官、梶山内閣官房長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第21号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、太陽
反対会派 共産

○理事の補欠選任を行った。

○平成9年5月8日（木）（第9回）

○理事の補欠選任を行った。

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について藤本農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第15号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽

反対会派 なし

○平成9年5月23日（金）（第10回）

- 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

以上両案について武藤総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月27日（火）（第11回）

- 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）について武藤総務庁長官、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第86号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、太陽

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 理事の補欠選任を行った。

- 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について武藤総務庁長官、政府委員、厚生省、文部省及び自治省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第87号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月10日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめに関する件について池田外務大臣及び久間防衛庁長官から報告を聴いた。

○平成9年6月13日（金）（第13回）

- 日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめに関する件について池田外務大臣、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年6月16日（月）（第14回）

- 日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめに関する件に

ついて池田外務大臣、久間防衛庁長官、梶山内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日（火）（第15回）

- 請願第7号外97件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外229件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成9年6月18日（水）（第16回）

- 市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）（衆議院提出）の継続審査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要 旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成9年4月分以降、0.85%引き上げる。
- 2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成9年4月分以降、0.85%引き上げる。
- 3 公務関係扶助料の最低保障額を、平成9年4月分以降、0.85%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成9年4月分以降、13万3,800円（現行13万2,600円）に引き上げる。
- 4 傷病恩給の基本年額を、平成9年4月分以降、0.85%引き上げる。
- 5 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成9年4月分以降、0.85%引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成9年4月分以降、8万6,510円（現行8万5,510円）に引き上げる。
- 6 普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成9年4月分以降、扶養遺族である子を2人以上有する妻にあっては26万3,900円（現行26万3,600円）に、扶養遺族である子を1人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上

の妻にあっては15万800円（現行15万600円）に引き上げる。

- 7 短期在職の旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族等に給する恩給の年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成9年4月分以降、1号俸引き上げる。
- 8 本法律は、平成9年4月1日から施行する。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の農林水産業をめぐる諸情勢の変化に対応して、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の健全な発展を図るため、農林水産省の本省において、これらの団体の業務及び会計の検査を統一かつ効率的に実施することとし、森林組合、水産業協同組合等について林野庁及び水産庁が所掌する検査に関する事務を農林水産省本省に移管するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

男女共同参画審議会設置法案（閣法第18号）

【要 旨】

本法律案は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、総理府に、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議するとともに、諮問に関連した事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 2 審議会は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する25人以内の非常勤の委員をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 審議会は、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。また、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- 4 総理府に置かれている売春対策審議会を廃止する。
- 5 本法律は、平成9年4月1日から施行する。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部
を改正する法律案（閣法第19号）

【要 旨】

本法律案は、平成8年度以前の事業の実施状況等にかんがみ、地域改善対策特定事業のうち政令で定めるものについて、平成14年3月31日までの間、当該事業に係る経費に対する特別の助成等国の財政上の特別措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地域改善対策特定事業のうち次に掲げるものについては、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を5年延長する。
 - (1) 平成8年7月26日までに着手した事業であって平成9年3月31日においてその工事を完了していないもので政令で定めるもの。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、平成8年度以前の実施状況等に照らし平成9年度以降においても実施することが特に必要と認められるものとして政令で定めるもの。
- 2 5年後において現に高等学校等進学奨励費補助事業により奨学金の貸付を受けている者について、卒業等まで貸付を継続するための経過措置を政令で定める。
- 3 本法律は、公布の日から施行する。

総務庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要 旨】

本法律案は、行政の簡素化、効率化を図るとの観点から、総務庁に置かれている公務員制度審議会を廃止するとともに、総務庁設置法の「老人」の用語を「高齢者」とする等、その他所要の規定の整備を行おうとするものである。なお、本法律の施行期日は、平成9年4月1日となっている。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要 旨】

本法律案は、陸上自衛隊における補給業務の迅速化及び効率化を図るため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができることとするとともに、平成8年度以降に係る防衛計画の大綱を踏まえ、平時における効率的な人的勢力の保有の観点から、防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令により招集された場合において自衛官となってあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務する即応予備自衛官の制度を導入することとし、あわせて、自

衛官の定数を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正

即応予備自衛官の導入、補給統制本部の新設等に伴い、陸上自衛官の定数を変更するとともに、統合幕僚会議に置かれている情報本部の所要の要員を確保するため、自衛官の定数を陸上自衛隊については1,423人減員して17万8,007人に、統合幕僚会議については30人増員して1,392人とし、全体としての自衛官定数を1,393人減員して27万2,358人とする。

2 自衛隊法の一部改正

- (1) 陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができることとする。
- (2) 予備自衛官として採用できる者から旧保安隊の保安官等を除く。
- (3) 予備自衛官の防衛招集の要件を改める。
- (4) 新たに即応予備自衛官を導入し、その身分取扱、員数、招集手続等を定める。

3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正

即応予備自衛官手当を定めるとともに訓練招集手当を支給することとする。

4 本法律は、平成10年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案（閣法第77号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 アイヌ文化とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。
- 2 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、広報活動の充実、調査研究の推進等アイヌ文化の振興等を図るための施策の推進等に努めなければならない。また、地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重する。
- 4 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針を定めなければならない。

- 5 政令で定める都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を定める。
- 6 北海道開発庁長官及び文部大臣は、アイヌ文化の振興等に関する業務を行う民法法人を、全国を通じて一に限り指定することができる。
- 7 北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法を廃止する。
- 8 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【 附 帯 決 議 】

政府は、アイヌの人々が置かれてきた歴史的、社会的事情にかんがみ、アイヌ文化の振興等に関し、より一層国民の理解を得るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に資するため、アイヌ文化の振興等の施策の推進に当たっては、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること。
 - 一 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌ文化の振興に対しては、今後とも一層の支援措置を講ずること。
 - 一 アイヌの人々の人権の擁護と啓発に関しては、「人種差別撤廃条約」の批准、「人権教育のための国連10年」等の趣旨を尊重し、所要の施策を講ずるよう努めること。
 - 一 アイヌの人々の「先住性」は、歴史的事実であり、この事実も含め、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発の推進に努めること。
 - 一 現在、行われている北海道ウタリ福祉対策に対する支援の充実に、今後とも一層努めること。
- 右決議する。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案 (閣法第86号)

【 要 旨 】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成9年3月6日付けの意見の申出にかんがみ、国の試験研究機関等への特に優れた研究者の招へい及び高い資質を有する研究者の受入れを図るため、国の試験研究機関等の研究業務に従事する一般職の職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 任命権者は、選考により、研究業績等により当該分野で特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる「招へい型」、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を、当該研究分野における先導的な役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる「若手育成型」の2つの場合について、任期を定めて職員を採用することができる。
- 2 「招へい型」任期付研究員の任期は、5年を超えない範囲内で任命権者が定め、特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、7年（特別の計画に基づく研究業務に従事する場合は10年）を超えない範囲内で定めることができる。「若手育成型」任期付研究員の任期は、3年を超えない範囲内で任命権者が定め、特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、5年を超えない範囲内で定める。
- 3 給与については、「招へい型」任期付研究員及び「若手育成型」任期付研究員についてそれぞれ新たな俸給表を定める。なお、「招へい型」任期付研究員については、特別の事情がある場合は、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表12号俸の額を超えない範囲内でその俸給月額を定めることができる。また、特に顕著な業績を挙げた任期付研究員には、その俸給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給できる。
- 4 「招へい型」任期付研究員については、当該研究員に係る研究業務の能率的な遂行のために必要と認められる場合には、各省各庁の長は、当該研究員につき一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定による勤務時間の割振りを行わないでその職務に従事させることができる。
- 5 本法律は公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府並びに人事院は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 試験研究機関等の業務が円滑かつ効果的に行われるよう、任期付研究員の職務内容、職員間の均衡等に留意しつつ、研究資金の確保など適切な研究環境の整備に努めること。
- 一 任期付研究員の採用に当たっては、選考を公正・適正に行うこと。
- 一 研究業務の能率的な遂行に必要な場合に認められる招へい型任期付研究員の裁量勤務制の運用に当たっては、その自主性を尊重すること。
- 一 研究活動の活性化をより一層図るため、優秀な研究員及び外国人研究員の採用を積極的に行えるよう、処遇の改善について十分配慮すること。
- 一 科学技術創造立国を目指し、柔軟で競争的な研究開発環境の実現をより一

層図るため、本制度については、法施行後の状況を踏まえ、必要に応じ、所要の検討を行うこと。
右決議する。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）

【要 旨】

本法律案は、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の一時差止制度の新設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国家公務員退職手当法の一部改正

- (1) 退職手当は、特別の事情がある場合を除き、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。
- (2) 各省各庁の長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、退職手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、その支給を一時差し止めることができる。
- (3) 各省各庁の長は、一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合、当該一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合（一時差止処分を受けた者が現に逮捕されている場合等を除く。）には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。

2 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

- (1) 期末手当及び勤勉手当について、基準日から支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員、離職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者、次項の一時差止処分を受けた者でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの等には支給しない。
- (2) 期末手当及び勤勉手当について、退職手当の一時差止制度と同様の一時差止制度を新設する。

3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正

一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、期末手当に係る基準日前1箇月以内に退職等をした退職者の期末手当についての一時的差止制度の新設等を行う。

- 4 本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府並びに人事院は、本法の施行に当たり、次の事項について善処すべきである。

- 一 昨今の一部省庁の幹部職員の不祥事及びいわゆる官官接待問題等に対する批判にかんがみ、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保するための措置を引き続き検討すること。
 - 一 一時的差止制度等の運用に当たっては、退職手当制度及び期末・勤勉手当制度の趣旨を考慮し、退職者の権利を不当に侵害することのないようにすること。
 - 一 出向し復帰した職員に対する懲戒処分のあり方については、懲戒権の空白が生じないように引き続き検討を進めること。
 - 一 社会経済状況の変化に対応し、公務員制度の見直しを早急に進めること。
- 右決議する。

国家公務員法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

1 在籍専従期間の特例

国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、現行法上「5年」とされている、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を、当分の間、「7年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。

2 施行期日

本法律は、平成9年4月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※4	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	9. 1.31	9. 3.12	9. 3.17 可決	9. 3.19 可決	9. 2.17	9. 3. 6 可決	9. 3. 7 可決
※15	農林水産省設置法の一部を改正する法律案	〃	2. 4	4.21	5. 8 可決	5. 9 可決	4. 1 農林水産	4.16 可決	4.17 可決
※18	男女共同参画審議会設置法案	〃	2. 7	3.12	3.17 可決	3.19 可決	2.25	3. 6 可決	3. 7 可決
※19	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 7	3.25	3.27 可決	3.28 可決	2.25	3.21 可決	3.25 可決
※20	総務庁設置法の一部を改正する法律案	〃	2. 7	3.25	3.27 可決	3.28 可決	2.25	3.21 可決	3.25 可決
※21	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	〃	2. 7	4.21	4.24 可決	4.25 可決	2.27 安全保障	3.18 可決	3.25 可決
				○9. 4.21 参本会議趣旨説明			○9. 2.27 衆本会議趣旨説明		
77	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案	参	3.21	3.28	4. 4 可決 附帯決議	4. 9 可決	4.22	5. 7 可決 附帯決議	5. 8 可決
86	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案	衆	4.25	5.23	5. 27 可決 附帯決議	5.28 可決	5.13	5. 22 可決 附帯決議	5.23 可決
87	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案	〃	4.25	5.23	5.27 可決 附帯決議	5.28 可決	5.13	5.22 可決 附帯決議	5.23 可決

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
10	国家公務員法の一部を改正する法律案	内閣委員長 伊藤 忠治君 (9. 3. 6)	9. 3. 6	9. 3. 7	9. 3.12	9.3.17 可決	9.3.19 可決			9.3. 7 可決
138/18	市民活動促進法案	熊代 昭彦君 外4名 (8.12.16)		6. 6	6.17	継続審査		1.20	6. 5 修正 附帯決議	6. 6 修正